

「新潟市地域福祉計画（案）」に対するパブリックコメントに寄せられたご意見及び市の考え方

No	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
1	【全体】	用語集に記載されている用語の後に（）で用語集の該当ページを記載してほしい。	すべての用語にページを記載した場合繁雑になるため、計画冒頭に、専門用語については用語集を記載していることを追記します。	有
2	【7ページ】 「他計画との関係イメージ」	地域福祉計画が分野別計画の上位計画であることから、関連を明確にする上でも「その他の計画」ではなくすべて表記した方が良いのではないか。 また、当該各分野の計画で、地域福祉計画に触れられていない計画がある。各計画の策定時期が社会福祉法改正前という事情もあるとうが、今後、分野別計画において地域福祉計画の位置づけが表記され、地域福祉の推進を総合的・一体的に進める計画となるよう、組織内で共有し横断的な取り組みが行われることを期待する。	第1回計画策定・推進委員会において関連する計画を示しましたが、すべての計画を記載した場合繁雑になるため、「その他の計画」でまとめています。 ご意見のとおり、庁内で横断的な取り組みを行えるよう、関係課と連携していきます。	無
3	【8ページ】 「6. SDGsとの関係」	SDGsの17の目標を、欄外に文字で記載してほしい。	ご意見のとおり修正します。	有
4	【10～25ページ】 「積み上げグラフ」	P10 1-2、P11 3-1、P13 5-2、P14 6-1、P16 8-1、P17 8-2、P18 8-3、P19 9-1、P21 9-4で積み上げ棒グラフを使用している。総数及び類型別割合の推移を見せたいのであれば、類型別の数値は実数ではなくパーセントで表した方が良いのではないか。	これらのグラフについては、類型別の実数の推移を確認できるよう積み上げグラフを使用しています。	無

No	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
5	【13、14ページ】 「生活困窮者自立支援制度関連」統計データ	成年後見制度関連及び再犯防止関連と比較し少ないため、第5章に記載している事業の実績を掲載してはどうか。	<p>第2章「本市の現状」には、第5章「具体的な取り組み」に記載するすべての事業を記載するのではなく、本市の現状について、全体像が把握できるものを掲載しています。</p> <p>「4 生活困窮者の状況」では、生活困窮者の発見・把握という包括的な支援の入口である自立相談支援事業での新規相談件数と自立支援プラン作成件数を掲載しています。</p> <p>個別の事業の実績などについては、進捗管理などで地域福祉計画策定・推進委員会において確認していただく予定です。</p> <p>なお、102～105ページにおいて、資料編「3 アンケート調査結果」として生活困窮者関連の結果を掲載しています。</p>	無
6	【14ページ】 「5 生活保護の状況」	生活保護受給者数及び受給率の近年の全国的な傾向は「減少」ではないか。	「5 生活保護の状況」における「全国的な傾向」については「高齢者の増加など」にかかるものですが、分かりやすいように、「と同様に」を「でもある」に修正します。	有
7	【15～19ページ】 「成年後見制度関連」統計データ	成年後見制度について、各種利用状況や利用実績についての記載はあるが、①新潟市における今後の制度利用ニーズの見通し、②市民後見人や専門職後見人など受任候補者（担い手）確保の見通し、及び前述①に関連した需給バランスの見通し、③新潟市における成年後見制度運用上の課題についての記載がないがどのような現状認識に基づいて計画を策定したのか。	<p>制度利用ニーズについては、106ページのアンケート調査結果「イ. 成年後見制度の利用希望」のとおり、5割弱の人が利用を希望しており、ニーズは高いものと考えています。</p> <p>また、担い手については、15ページ「成年後見人等と本人との関係別件数の推移」のとおり、親族後見人に比べ第三者後見人の数が増えていることから、今後も担い手の確保が課題と考えています。</p> <p>このような現状認識も踏まえた上で計画を策定しました。</p>	無

No	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
8	【28~30ページ】 第3章「国の動向」	新潟市地域福祉計画は「地域共生社会」を実現するために策定するものである。 その「地域共生社会」は国が推し進めている政策であることから、地域福祉の推進に関わる法律と合わせて、「地域共生社会の実現」に関する国の動向についても掲載するべきではないか。	第3章では、第2期計画を策定したのちに施行・改正された、次期計画に反映させなければならない法律を記載しています。 なお、地域共生社会の内容については、1ページ「1 計画の趣旨」及び31ページ「1 地域共生社会の実現」に記載しています。	無
9	【29ページ】 「生活困窮者自立支援制度関連」	生活困窮者自立支援法の目標である「地域づくり」が触れられておらず、生活困窮者自立支援制度が地域共生社会実現の中核であることを明記すべき。	「地域づくり」についても生活困窮者自立支援法の重要な理念であり、それを踏まえて地域共生社会実現に取り組むことから、「2 生活困窮者自立支援法」の説明に「生活困窮者の自立と尊厳の確保と生活困窮者支援を通じた地域づくりを目標に」と明記します。	有
10	【36ページ】 「1 地域共生社会の実現」	行政による公助の充実を具体的な取り組みとして加えるべき。 制度の狭間の問題は地域住民等の取り組みだけで解決するのではなく、制度・法令の不備、サービス・社会資源の不足と捉え、制度の拡充や新たな社会資源の創出が必要。 これは行政が公助として取り組むものもあるため、第5章のどこかに明記すべき。	本計画は、制度の狭間の問題を解決するための制度の拡充や新たな社会資源の創出はもちろん、地域共生社会の実現のため、コミュニティソーシャルワーカーを中心とする包括的支援体制を構築するための計画として策定するものです。 ご意見に基づき、制度の狭間の問題について、取り組みを推進していきます。	無
11	【36ページ】 「1 地域共生社会の実現」	「家族や地域での支援機能が低下している」要因に「一人親世帯の増加」「人間関係の希薄化」を挙げているため、統計情報などあれば示す必要があるのではないか。	ご指摘の部分については、全国的な傾向として記載している文章ですので、そのデータは記載していません。 なお、資料編「3 アンケート調査結果」において、76ページ「ウ. 相談相手先の範囲」や78ページ「オ. 誰とも会話をしない日数」などで、人間関係についてのアンケート結果を記載しています。	無

No	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
12	【36ページ】 「1 地域共生社会の実現」	「地域住民や地域の多様な主体」は「地域住民等」で統一してはどうか。	「地域住民等」の定義は、29ページ基本目標「1 お互いを認めあい、支えあう意識を持った地域づくり」での説明のとおり、地域住民、社会福祉事業者、社会福祉活動従事者のこととしており、このままの表現とします。	無
13	【36ページ】 「2 包括的支援体制の構築」	「本人や世帯が抱える問題は…多岐にわたります」を「…多岐にわたる場合もあります」としてはどうか。	ご意見のとおり修正します。	有
14	【36ページ】 「2 包括的支援体制の構築」	「制度の枠組みだけで見るのではなく」を「制度の枠組みで見るのではなく」としてはどうか。 社会福祉における支援の基本は「本人を中心とした視点」だと考える。 制度の枠組みを通して本人を見るという考え方には、制度の狭間や排除を生み出すことにつながる。	ご指摘のとおり、制度の枠組みだけを通して本人を見ることは問題ですので、枠組みだけにとらわれることがないよう「制度の枠組みだけで見るのではなく」としています。	無
15	【36ページ】 「2 包括的支援体制の構築」	基本目標1の表現に近づけるため、「声にならなかつたり」を「自ら声を上げることが難しい人」としてはどうか。 第5章「1 地域共生社会の実現」の表現をそろえるため、「制度を超えた」を「制度の狭間」としてはどうか。 「制度を知らない人」を加えてはどうか。声を上げられない人の他に、情報を得られず困っている人もいます。	該当の部分は、「声にならなかつたり、制度を超えた問題」と記載のとおり、「人」ではなく「問題」に焦点を当てた文章としています。 また、包括的支援体制の構築のためには、課題に気づいた人が、自身の専門分野以外の問題についても注意を払う必要があり、制度を超えた問題の中には制度の狭間の問題も含まれます。 なお、「声にならなかつたり」には、本人が支援制度を知らないという問題も含まれています。	無
16	【37ページ】 「4 基本理念・基本目標と施策の関係性」	文章中、「基本目標・基本理念」を「基本理念・基本目標」としてはどうか。	ご指摘のとおり変更します。	有

No	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
17	【39ページ】 「1. コミュニティソーシャルワーカーの活動支援」	<p>「(1)事業概要」の文章中、「地域住民をはじめ、関係機関などと協働しながら、一人一人が抱えるあらゆる課題を解決するため」を「地域住民等と共に個別支援を行う他、新たな仕組みづくりやネットワーク構築など地域福祉推進に取り組む専門職である」としてはどうか。</p> <p>また、62ページの図で中心に据えられているなど、コミュニティソーシャルワーカーは地域福祉推進の中核をなす専門職のため、地域福祉計画における役割など加えた方が良いと思います。</p>	<p>コミュニティソーシャルワーカーは、一人一人が抱える様々な課題を解決するため、「あらゆる課題への対応」や「新たな社会資源の開発・仕組み作り」、「ネットワークづくり」を行っています。</p> <p>ご指摘の点は、「(2) CSWの活動内容」に記載しているため、このままの表現とします。</p> <p>コミュニティソーシャルワーカーは地域における社会資源の開発や仕組み作りを行いますが、地域福祉の推進は、地域住民や、関係団体、行政が協働して推進していくものと考えています。</p> <p>なお、コミュニティソーシャルワーカーは本計画における包括的支援体制の中心的な役割を果たすことから、「(1)事業概要」に「コミュニティソーシャルワーカーは、包括的な支援を行うにあたり、中心的な役割を担っています。」と記載します。</p>	有
18	【39ページ】 「1. コミュニティソーシャルワーカーの活動支援」	<p>37ページで「新規相談件数」を目標しているため配置基準も重要と考える。</p> <p>配置基準を明確にするなどした上で、相談件数を指標としてはどうか。</p>	<p>現在は、各区社会福祉協議会に専任の職員が1名ずつ配置されていますが、新潟市社会福祉協議会においては全職員がコミュニティソーシャルワーカーとしての意識を持って仕事に取り組んでいます。</p> <p>必要な職員の配置や業務内容については、今後も新潟市社会福祉協議会と協議していきます。</p>	無
19	【40ページ】 「4. 民生委員・児童委員活動への支援」	表現統一のため、「民生委員・児童委員の活動支援」としてはどうか。	ご指摘のとおり変更します。	有
20	【43~47ページ】 「施策② 生活困窮者自立支援制度の推進」	地域共生社会実現に向けて、生活困窮者自立支援制度はどのように位置づけられて、どのように運営されるべきかに明記するべき。	<p>ここでは生活困窮者自立支援制度における個々の事業について説明しており、それら生活困窮者への個別支援を通じ制度の目的を達成するべく取り組みを進めています。</p> <p>地域福祉計画における位置づけなどについては、第1章及び第5章に記載しています。</p>	無

No	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
21	【43~47ページ】 「施策② 生活困窮者自立支援制度の推進」	コロナ禍における住居確保給付金の果たした役割や取り組みについて明記するべき。	住居確保給付金については、コロナ禍において、利用しやすいよう様々な制度改正が行われており、今後の改正も流動的であることから、進捗管理や第3期計画の評価の際に地域福祉計画策定・推進委員会において確認していただく予定です。	無
22	【47ページ】 「2 目標」	生活困窮者自立支援制度の各事業についての実績を指標に追加したらどうか（相談支援員及び生活支援相談員の配置基準も）。 件数を累計としているが、他の指標と統一すべき。	12ページ「生活困窮者の状況」において自立相談支援事業での新規相談件数と自立支援プラン作成件数を掲載していることから、目標においても包括的な支援の入口であるこれらの実績を指標としています。また、社会状況の変化等により年度間で件数にばらつきが予想されることから累計数値としています。 なお、個別の事業の実績などについては、進捗管理や第3期計画の評価の際に地域福祉計画策定・推進委員会において確認していただく予定です。	無
23	【47ページ】 「2 目標」	子どもの学習・生活支援事業について、高校進学率は指標としてあまり意味はなく、参加者数及び対象児童における参加率を増やすことが大切ではないか。	子どもの学習・生活支援事業は、貧困の連鎖を断ち切るため、まずは参加されたお子さんが（支援の結果）目に見える成果を上げることが重要と考えており、高校進学率を指標としています。 なお、キャパシティの問題については、これまでも会場を増設するなどして対応していますが、引き続き地域のニーズを把握しながら参加しやすい環境づくりに取り組んでいきます。	無
24	【48ページ】 「1. 権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築」	「1. 権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築」は「構築する取り組み」なのか、「支援する取り組み」なのか分かりにくい。 また、ネットワークの3つの役割が表記されているが、(1)は広報周知の取り組み、(2)は窓口設置の取り組みなのか。(3)は何を構築するのか分からない。	地域連携ネットワークは、必要な支援を実施するために構築します。 3つの役割に対応する取り組みは45ページ「3. 地域連携ネットワークの機能」に4つの機能として記載しています。	無

No	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
25	【48ページ】 「1. 権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築」	地域連携ネットワークは誰が主体的に行うのか、構成する者は誰かなどが分からず。また、イメージ図はネットワークの構成図なのか。43ページに記載している3つの役割とどう関係するのかが分かり難い。	地域連携ネットワークは本市が中心となって構築し、構成団体は「地域連携ネットワークのイメージ」に記載のとおり、専門職団体や社会福祉協議会、家庭裁判所、行政といった団体を想定しています。 また、イメージ図はネットワークの構成図となっており、本市及び本市が設置する成年後見支援センターが中核機関としてコーディネートを行い支援を実施するため、そのことが分かりやすいようイメージ図を修正します。 地域連携ネットワークは、45ページに記載する4つの機能に基づく取り組みを進めることで、3つの役割を果たします。	有
26	【49ページ】 「2. 協議会及び中核機関の整備」	当事者の意思決定を支援し、当事者の身上保護を重視した制度としていくためには、「チーム」に求められる役割は非常に大きいと考える。 チームが適切に機能するよう支援する役割を担う「協議会」及び「中核機関」の早期設置と、それらに求められる機能がきちんと果たしていけるような体制構築を強く望みます。	ご意見を踏まえ、成年後見制度の推進に努めます。	無
27	【49ページ】 「2. 協議会及び中核機関の整備」	唐突に「チームとは」と始まり、この項目の取り組み概要が分かりにくい。 「チームのイメージ」も中央に位置する「家族親族」「民生委員」「医療機関」は左右どちらの事例においても構成員となるように見える。	「1. 権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築」において、地域連携ネットワークの目的と役割、イメージ図を記載しています。 「2. 協議会及び中核機関の整備」では、そのイメージ図に記載している、「チーム」「協議会」「中核機関」の順で説明しています。 チームとはこれまで行っており、日常的に支援が必要な人を見守る仕組みのことで、本人の状況にあわせ構成員が変わります。 イメージ図はそれぞれ高齢者と障がい者を見守るチームを記載しており、「家族・親族」「民生委員」「医療機関」はどちらの事例においても同一の個人や機関が構成員となる場合もありますが、ご意見を踏まえ、分かりやすいよう、別々に記載することとします。	有

No	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
28	【50ページ】 「(2) 協議会の整備」	新潟市関係機関には、多くの「協議会」があるため、「新潟市成年後見制度推進協議会」など、仮称でも協議会名称を明記していただくとわかりやすくなるのではないか。	本計画では「協議会」と標記していますが、名称については、今後整備する中で検討していきます。	無
29	【50ページ】 「(2) 協議会の整備」「(3) 中核機関の整備」	「協議会」と「中核機関」をいつまでに整備するかの記載が必要ではないか。	国のKPI（重要業績評価指標）で令和3年度末までに全市町村で協議会及び中核機関を整備することとされているため、計画には記載していませんが、令和3年度中の整備を目指し関係者と調整しています。	無
30	【50ページ】 「3. 地域連携ネットワークの機能」	4つの機能を紹介するとしているが、具体的な事業内容を表記しており、項目と内容がしっくりこない。	4つの機能に基づく本市の具体的な取り組みを、46ページ以降に記載しています。	無
31	【51～53ページ】 「一般相談の実施」	内容欄に「成年後見支援センター」とともに、「地域包括支援センター」と「基幹相談支援センター」を加えたらどうか。	ご意見のとおり修正します。	有
32	【51～53ページ】 「専門相談の実施」	内容欄に「弁護士・司法書士」とともに「社会福祉士」も含めてもらいたい。	ご意見のとおり修正します。	有
33	【52ページ】 「法人後見活動への支援」	最近ではNPO法人による法人後見受任団体設立に向けた動きが見られているが、その中には財政基盤の弱い団体も多い。 地域における有力な受任団体として運営していくようになるまでの間、行政として助言や情報提供にとどまらず、例えば成年後見制度法人後見支援事業を今よりも積極的に活用するなどして、行政としてより積極的な支援に取り組んでいただきたい。	いただいたご意見を踏まえ、支援のあり方について、幅広く検討していきます。	無

No	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
34	【52ページ】 「法人後見活動への支援」	「法人後見の拡充」が非常に重要と考える。新潟市では社会福祉協議会が担っているが、ニーズ増加が予想され体制拡充のための支援が必要だと考える。また、社会福祉協議会以外による法人後見の推進も望まれる。	新潟市社会福祉協議会に対する支援を継続するほか、同法人以外に法人後見を実施する、又は実施を検討する法人についても、助言や情報提供をはじめ、個々の法人の状況に応じた支援を検討します。	無
35	【53ページ】 「市長申立ての実施」	<p>身寄り無し問題を背景とした件数増加に対応する「市長申立体制の拡充」が重要と考える。</p> <p>市町村長申し立ては全国的に増加しているが、都道府県でばらつきが大きい。</p> <p>全体に占める割合が最も高い青森県は41.7%であるのに対し新潟県は17.2%と全国平均を下回っている。これは、ニーズの差ではなく窓口となる自治体の意識や体制の差と捉えるべき。</p> <p>新潟市においては各区役所が事務を担っているが、担当部署または担当者の意識・経験・忙しさ等に影響されることがないよう体制を整えることが大切である。</p> <p>また、申立件数のデータだけでなく、相談件数及び市長申立てに至らない事例の結果の把握も制度推進のために重要な情報となる。</p> <p>さらに、相談から決定までの時間も重要であり、体制の在り方の検討や拡充の取り組みが必要だと考える。</p> <p>戸籍調査を行政書士会に委託する仕組みは、事務の迅速化に貢献しており、本市ならではの好事例だと思う。</p> <p>第5章の中に含めてほしい。</p>	<p>市長申立ては、本人や家族が申立てをできない場合に、市長が代わって申し立てる制度です。</p> <p>市長申立ての数・割合を増加させることを目標とするのではなく、「地域共生社会」の実現に向け、家族・親族をはじめとする多様な主体で支援を進めていくことが重要と考えます。</p> <p>市長申立てが必要な人に対しては、ご指摘の体制整備や事例の把握などについて、各区の人員体制や状況などを確認し、必要な体制の整備などに努め、引き続き支援を実施していきます。</p> <p>なお、ご指摘の戸籍調査を行政書士会に委託する仕組みについては、市長申立ての事務の一部であるため、計画には記載しません。</p>	無

No	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
36	【67ページ】 「本市における包括的支援体制のイメージ」	<p>「困りごとのある世帯」に、あまり印象の良くない人物イラストを配置しているが、これを見て不快な気持ちになったり、差し伸べられた支援の手を拒否してしまう人がいないか、ステigmaを生じさせないか、危惧がある。</p> <p>他に妙案が思いつかないが、名称とイラストを当事者に配慮したものにできないか。</p>	<p>31ページ「2 包括的支援体制の構築」のとおり、本人や世帯が抱える問題は、福祉、保健医療、住まい、就労、教育、孤立、DV、消費者被害、自殺など多岐に渡る場合もあります。</p> <p>声にならなかったり、制度を超えた問題を含む、様々な課題を抱える世帯を分かりやすく表現するため「困りごとのある世帯」としていましたが、ご意見を踏まえ、「支援を必要としている地域住民（世帯）」と修正します。</p> <p>なお、イラストについては、ご意見を踏まえ検討します。</p>	有